

あさひ
ASAHI

■発行

大分市旭町文化センター

大分市旭町1番1号

TEL・FAX(097)546-2772

発行年月日 2024年7月1日

8月は「差別をなくす運動月間」です
知っていますか？「部落差別解消推進法」

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

旭町文化センターにおきましても、「部落差別のない明るく豊かで住みよい人権のまちづくり」を目標として、部落差別の解消を推進しています。

人権を考える

シリーズ
SERIES
No.147

地域共生社会に向けて、差別を許さない、強い心を

福祉保健部長

斉藤 修造

私は、以前「あさひ」に寄稿した際、大学院の福祉健康科学研究科で授業を受けていた時、ある学生が「自分は児童養護施設出身であり、将来結婚する相手が出来たら、自分の出自を言おうか悩んでいる」ことに触れました。その中で、その学生が置かれている「言おうか悩んでいる状況こそが差別の現実」であり、言うか言わないかを悩まなければならぬのは、そのような差別が社会にあるためと主張しました。その後、この学生と話す機会があり、現在のパートナーには、自分が児童養護施設出身であることを伝えていたそうです。しかし、将来的に結婚を考えた場合、パートナーの両親にどこまで話すか非常に悩んでいるとのことでした。児童養護施設で暮らしている、または、出身であるというだけで、負のイメージを貼られたり、いじめや仲間はずれを受けたりするようなことは決してあってはなりません。そして、児童養護施設に限らず、里親家庭や自立援助ホーム等の社会的養護を受けて暮らしている子どもやそこで育った若者が温かく包摂され当然に人権が守られる、差別のない社会が実現されなければなりません。

しかし、世の中にはこのような境遇の人たちに対する「制度的な差別」も存在すると感じています。一つ例を挙げると、様々な契約面で保証人を前提とするシステムが当たり前のことであるという事です。つまり、現在の社会は、親や家族との関係性を有することとが大前提であることから、往々にして「原家族資源」つまり、自身が配偶者を見つけ、新しい家族を形成するまでに過ぎた家族に頼ることが困難な社会的養護経験者たちにとっては、契約場面一つとっても、社会の仕組みから差別されているように感じています。

少し前のことですが、朝起きたら、肺の奥が締め付けられるような違和感と、今まで感じた事のない激しい喉の痛みを感じ、病院で受診したところ、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かりました。診断後、真つ先に妻や帰省している娘や孫に「コロナをうつさないために、ホテルや実家などへの避難も考えましたが、結局、自分の部屋で誰とも接せずに静かに療養することになりました。しばらくの間、喉の痛みや高熱が続きましたが、家族にうつすことや後遺症もなく完治しました。コロナに患したこと改めて家族のありがたさを痛感したこともこれまでもり患者が経験した身体的、精神的な苦痛や原家族に頼ることが難しい方々が感じる社会的な不安は計り知れないということを感じ知らされました。

最近、公職選挙法による選挙の自由妨害罪を論点とした、日本国憲法第21条1項の「表現の自由」がマスコミで大きく取り上げられ、たびたび議論されています。SNS等による部落差別や性的マイノリティ等に対する誹謗・中傷は依然として無くなっていません。また、2024年5月17日には、婚姻中の父母に認められている共同親権を離婚後も可能とする改正民法が参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。当然のことながら児童養護施設や里親家庭には無縁の法律です。地域共生社会が求められている現在においては、このように社会から取り残され、弱い立場となってしまう人や不当な差別を受け、苦しんでいる人たちが、人権が守られるべきではないでしょうか。

このように、不合理ともいえる社会だからこそ、社会的に弱い立場の方々に対する支援はもろろのこと、人権・同和問題対策の担当部長として強い決意をもって、あらゆる差別の解消に向け、先頭に立って人権尊重の啓発に取り組んでいきたいと思います。

●開館時間

午前9時から午後10時まで
(教室の開催時刻により
閉館時刻は異なります。)

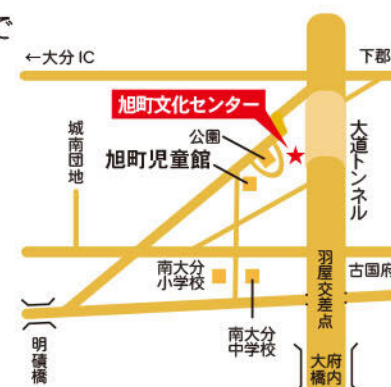
●休館日

土・日曜日・国民の祝日
及び休日・年末年始

●お問い合わせ

午前8時30分から
午後5時15分まで

☎546-2772



センター通信

今年度の人事異動で、旭町文化センターに着任しました小野です。皆さまとのふれあいを大切に
して、気軽にご利用して
頂けるよう務めたい
と思いますのでよろし
くお願いいたします。



人権を考える講演会

日時 8月22日(木)
午後1時30分～3時

講師 NPO 法人「LGBT の家族と友人をつなぐ会」

なかしま じゅん
中島 潤 さん



演題 「多様な性から
人権を考える」

講師紹介 大学在学中より、性の多様性をテーマにした発信活動を開始。民間企業勤務を経て、大学院にて社会学を専攻し、修士号を取得。現在は、NPO 職員等の仕事と並行して、各地の研修会などで「多様な生き方、多様な性のあり方」をテーマにした発信や場作りを続けている。「性のあり方は、だれにとっても人権」という考えのもと、特に子どもたちに向けての発信や教育に関心を持つ。

夏休み **親子ビデオ鑑賞会に来ませんか**
日時 8月7日(水) 午後1時30分～3時

忍たま乱太郎 30分

忍者のたまご「忍たま」である乱太郎、きり丸、しんべいの3人組を中心に描いた忍術学園の物語。りっぱな忍者になるには、まだまだ遠い道のりだけど、忍たまたちは毎日、明るく・楽しくがんばっています。「よいと思うことをおこなう」「あたたかい心でしんせつにする」「きまりを守って協力しあう」の3本立てです。

うしろのせきのオチアイくん 46分

女の子のミホちゃんと男の子オチアイくんは同じクラスの小学生。二人がかかわったクラスの出来事を通して、よりよい友達とのかかわり方について学ぶアニメです。「うしろのせきは、コワイ!」と「ドッジボール対決」の2本立てとなっています。

お友達と一緒に来てね!



お知らせ

健康相談

保健師による血圧測定や健康に関する相談をお受けします。

日時 9月4日(水)
午後1時30分～3時

場所 旭町文化センター
中会議室



※健康手帳をお持ちの方は
ご用意ください。

2024年度 暮らしの中の人権講座

旭町文化センターでは、「学ぼう・気付こう・とりくもう」を合い言葉に、毎年さまざまな分野から講師をお招きし、「暮らしの中の人権講座」を開催しています。

人権は、一人ひとりがお互いに尊重しあわなければならない生活の基本となるものです。わたしたちは、誰もが毎日を幸せに暮らしたいと願っていますが、身近なところで、なにげなく口にした言葉や行動により、相手を直接または間接的に傷つけてしまうことがあります。また、近年インターネットやSNS上では、その匿名性から差別の深刻化が新たな問題となっています。

本講座を通して、あらゆる人権問題について考え、より一層認識を深める機会になればと思います。



1回目 7月11日(木)
午前10時～11時30分

講師 落語家
つゆの しんじ
露の新治さん
演題 新ちゃんの人権高座



2回目 8月29日(木)
午前10時～11時30分

講師 住職
なかにし おりょう
中西 無量さん
演題 真宗大谷派(日豊教区)寺院・前住職による差別発言事件について

3回目 9月19日(木)
午前10時～11時30分

講師 人権・同和教育課 参事補
たかはし じゅんこ
高橋 淳子さん
演題 誰もが自分らしくあるために

4回目 10月10日(木)
午前10時～11時30分

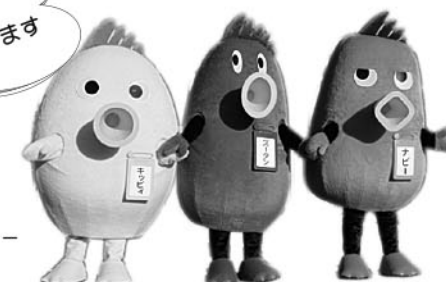
講師 元旭町児童館長
ただ ひろかず
多田 公一さん
演題 くんじゅう「薫習」を考える

5回目 12月5日(木)
午後1時30分～3時

講師 南大分中学校長
かわの まさゆき
河野 正行さん
演題 次代を担う子どもたちのために

みなさまの積極的な参加をお待ちしております

あおいた市人権
イメージキャラクター
「キズナーズ」



募集 パソコン教室 (Windows11)

7回コース エクセル・ワード編

毎週火曜日 9月3日～10月15日
午後1時30分～3時

定員 10人

簡単な文書の作成や表計算をします。

7回コース 暮らしの中のパソコン編

毎週水曜日 10月9日～11月27日
午後1時30分～3時

定員 10人

インターネットの楽しみ方や、はがきの作成など暮らしの中で活用できるコースです。

申込方法 当センターにご来館のうえ、
直接お申し込みください。

受講料は無料(教材費等は自己負担)です。

募集期間

7月3日(水)～
7月19日(金)～

※定員(10人)を超えた場合は
抽選になります。